

生徒心得

「学校生活をおくるには、共通のルールと一人ひとりの良識をもった行動が必要である。
この生徒心得はその規範となるものである。」

1 学校生活

自由と自治を愛し自主的な高校生活をおくるために次の事項を守りましょう。

○努力目標

- ・周囲の人々を大切にしよう
- ・お互いに規則を守ろう
- ・学習に意欲的に取組もう
- ・学校行事に積極的に参加しよう
- ・公共物を大切にしよう
- ・あいさつをしよう

○禁止事項

- ・暴言、暴力行為をしない、させない
ささいなことで暴言、暴力行為におよび円満な人間関係を失う場合がある。自分の行動・言動に十分注意すること。
- ・暴走行為をしない、させない
バイク（車）は便利な乗物であるが、大阪のような都市の高校生にとって必要性は殆どない。バイク事故は自分自身の生命にもかかわる大きな事故になりかねないと同時に他人にも負傷を負わせ、周囲の人々を悲しませる。本校では、一）運転免許は取らない 二）乗らない 三）持たない 四）乗せてもらわないの「四ない運動」を実施している。その主旨を十分理解し、バイク（車）には絶対に乗らないこと。
- ・喫煙、飲酒をしない
- ・薬物乱用をしない
- ・無断遅刻・欠席・早退をしない
- ・カンニング行為をしない
- ・迷惑行為をしない
- ・校内で携帯電話を使用しない
- ・公共物を壊さない
- ・無断外泊をしない
- ・高価なもの、高額な現金を持ちこまない
- ・安易に金銭、物品の貸借をしない
安易な金銭、物品の貸借からお互いの信頼関係を失うことのないよう十分注意する。
- ・アルバイトは原則としてしない
アルバイトがきっかけで学校生活が乱れる場合がある。本校はアルバイトを原則として禁止している。

2 登校、下校

- (1) 午前8：30までに登校し、午後5：15までに下校すること。
- (2) 7：45以前に登校する場合は先生の付き添いが必要。
- (3) 休日は原則として登校しないこと。登校する場合は先生の付き添いが必要。
- (4) 自転車による通学は届け出ること。

3 手続、諸届など

- (1) 遅刻・欠席する場合は保護者と通じてHR担任に連絡すること。
- (2) 授業時間中の外出や早退等の場合はHR担任、教科担任の許可を受けること。
- (3) 掲示物などは生活指導室へ届け出て、許可を受けること。
- (4) 校内で金銭物品を拾得、または遺失したり、盗難にあった場合は生活指導室へ届け出ること。
- (5) 校内で物品を販売しないこと。(文化祭など学校が許可した場合を除く。)
- (6) 本人が感染症にかかった場合、および家族が重傷の感染症にかかった場合は、至急学校へ届け出る
こと。
- (7) 転居および保護者、保証人などの変更はHR担任に届け出ること。
- (8) 休学、転学、退学および証明書等はHR担任を通じて願い出ること。

4 服装・身だしなみに関する規定

学校生活にふさわしいものを自覚し次の規定を守る。

- (1) 服装は制服とし、清潔なものを着用する。
 - a 冬服装(11月～4月)
男子 ブレザー、スラックス、白カッターシャツ、ネクタイ
女子 ブレザー、スカート、スラックス、白カッターシャツ、ネクタイ
 - b 夏服装(6月～9月)
男子 スラックス、白カッターシャツ(ネクタイ)
女子 スカート、スラックス、白カッターシャツ(ネクタイ)
 - c 衣替えの移行期間は5月・10月を原則とする。
 - d その他
 - ・制服の変形・加工は禁止。
 - ・ベスト、セーターを着用する場合は学校指定のものを着用すること。
 - ・防寒具を着用する際は必ず中にブレザーを着用しておくこと。
 - ・アンダーシャツは華美でないものとする。(ハイネックシャツは不可)
 - ・ネクタイを着用した服装を正装とし、夏服装の時でも指示がある場合は、ネクタイを着用する。
- (2) 校章、科章は定められたところにつけること。ブレザーのみ。
- (3) 身だしなみに関して。
 - a 不自然な髪型をしない。(パーマ、染毛、脱色、エクステンション、ウィッグなど)
 - b 化粧に類するものはしない。
 - c アクセサリーはつけない。
 - d タトゥーはしない。

付記：やむを得ず異装をする場合は生活指導室へ異装届を取りに来ること。
- (4) 携行品は学校生活に必要なものとし、不必要なものはいっさい携行しない。

5 携帯電話・スマートフォンなど通信機器の取扱いについて

近年、携帯電話・スマートフォン(以下、携帯電話)の普及などにより、インターネット上の掲示板やブログ、サイト等への安易なアクセスをはじめ、個人情報を用意に投稿することで犯罪やトラブルに巻き込まれる事件が増え続けています。

学校における携帯電話の取り扱いにつきましては、文部科学省から「学校における携帯電話の取り扱い

等について」の通知があり、とりわけ高等学校では「携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、授業中の生徒による携帯電話の使用を禁止したり、学校内での生徒による携帯電話の使用を一律に禁止したりするなど、学校及び地域の実態を踏まえ、学校での教育活動に支障を生じないよう校内における生徒の携帯電話の使用を制限すべきであること。」「学校が学校及び地域の実態を踏まえて生徒による携帯電話の学校への持込みを禁止することも考えられること。」と記されています。

本校では、安全を確保するためという目的において、携帯電話の所持を許可します。なお、授業・行事・部活動などで教員監督のもと使用が認められた場合は、使用を可能とします。それ以外の使用については、教育活動の妨げになることも考えられるため、学校内ではその使用を禁止し、ルール違反の生徒には厳しく指導します。

6 健康に関して

体と心の健康は、学校生活をおくるための基本です。日々健康維持に努め、健康に関して悩みや不安のあるときは、保健室、教育相談、医療機関に相談しよう。